

平成27年11月2日

社員の不祥事の発生について

この度、当社社員が超過勤務手当を水増し請求し、受給していた事象が社内調査により判明しました。

コンプライアンスの徹底に全社を挙げて取り組んでいる中、企業としての信用・信頼を失墜する事象を発生させたことををお詫び申し上げますとともに、今回の事象を厳粛に受け止め、今後、再発防止に努めてまいります。

1 不祥事の概要

運転所所属の社員が経理担当の立場を悪用し、平成25年6月から平成27年9月までの間において、複数回にわたり超過勤務手当を水増し請求し受給していたことが判明しました。

2 不正受給額

約58万円

3 判明の経緯

会社が実際の超過勤務実績と支給した内容を照合する過程において判明しました。

4 関係者の処分

当該社員に対しては厳正に対処いたします。

5 再発防止策

貸金支給に関する取扱いの厳正を図るとともに、同様の事象が発生しないよう再発防止に努めてまいります。